様式第1号

日光国立公園認定ガイド試験受験申込書

令和　　年　　月　　日

日光国立公園自然ガイド協会長　様

日光国立公園認定ガイド認定要領第３条の規定により申請します。

顔写真

（3㎝×4㎝）

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 生年月日 | 昭・平　　　　年　　　月　　　日 |

※メール申込の場合は顔写真の画像ファイルをメールにて添付ください

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒　　　　-　　　　　　 |
| 勤務先・所属先 |  |
| 日光国立公園でのガイド歴 | 　　　　　　年　　　　か月 |
| 電　　話 | 自宅・勤務先　　　　　　　　　　　　　　　　　携帯　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| メールアドレス |  |
| 受験希望日(希望日に✓を付けてください) | 実技試験□　令和６(2024)年12月16日（月）（那須平成の森フィールドセンター）□　令和６(2024)年12月23日（月）（TORCH　Camping&Coworking Space）□　どちらでも良い筆記試験□　令和７(2025)年 1月 ８日（水） （栃木県庁北別館）□　令和７(2025)年 1月15日（水） （栃木県庁北別館）□　どちらでも良い |

１　認定希望分野（✓をつけてください）

|  |
| --- |
| ☐ネイチャー　☐登山（夏山） 　☐登山（冬山）　☐バックカントリー　☐サイクリング☐パドリング（□カヌー □カヤック □スタンドアップパドル）☐ウォーターアドベンチャー（□キャニオニング □シャワークライミング □リバートレッキング）☐ラフティング　☐フィッシング |

２　認定分野に係るガイド催行実績（他の地域でのガイド実績も含む）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定希望分野 | 直近3年間のガイド従事日数を記載すること ※直近3年間とは、申込日から起算して過去3年間を指す。※ガイド従事日数が分かる書類（出勤簿、シフト表、予約データの写し等）を提出すること。 |
|  | １年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間　　　　　　２年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間３年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間　 |
|  | １年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間　　　　　　２年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間３年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間 |
|  | １年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間　　　　　　２年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間３年目（　年　月　日～　年　月　日）：　　　日間 |

３　取得済資格

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分　野 | 資格名 | 認定年月日 | 有効期限 | 未取得の場合 |
| 救命救急 | ※いずれかに〇をつけてくださいWFA・WAFA・WFR | 　　　年　月　日 | 　年　月　日 | ※以下の救急法修了証を提出すること□日本赤十字社による救急法救急員養成講習の受講証又は救急法指導員養成講習の受講証□消防長が交付した上級救命講習の修了証又は応急手当指導員講習の認定証 |
| 環境倫理 | ※いずれかに〇をつけてくださいLeave No Traceレベル1・レベル2・レベル3 | 　　　年　月　日 | 　　　年　月　日 |  |
| 他アウトドアガイド資格 |  | 　　　年　月　日 | 　　　年　月　日 |  |

　 　 (備考)　記入欄が不足する場合は、別紙(任意)を作成し添付してください。

４　外国語対応能力

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 実績 |
| インバウンド向けツアー催行実績（申込日から起算して過去1年間の催行回数） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　回 |
| 外国語ガイド能力 | 【英語】※いずれかに✓をつけてください □　Grade3：英語で高いレベルでのガイディングが可能TOEIC945点以上、英検準1級以上□　Grade2：英語でツアーの安全な催行が可能。TOEIC785点以上、英検2級以上又は英語でのツアー催行実績あり□　Grade1：各言語で単語を繋げながら、コミュニケーションを取ることが可能。TOEIC550点以上、英検準2級以上【その他外国語】※資格、検定について記載してください |

私は、日光国立公園認定ガイド制度実施等要綱第５条（欠格事由）に該当しないことを誓約します。

署名

第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、日光国立公園認定ガイドとなることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算し

て２年を経過しない者

(2) 第15条第１項第４号、第6号又は第２項の規定により認定を抹消され、当該認定の抹消の日か

ら起算して２年を経過しない者